

宍道湖のみを航行する釣り客を乗せる船舶の取扱い

宍道湖は、遊漁船業の適正化に関する法律（以下、遊適法）上、農林水産大臣が定める内水面に含まれていないため、**宍道湖のみで釣り客を乗せ、営業航行する事業は、遊適法にいう遊漁船業に該当しません。**このため、釣り客を乗せる船舶であって、**旅客の搭載と営業航行が宍道湖のみに制限される場合に限り**、今回の安全設備義務化については以下のような取扱いとなります。

●船舶検査証書の旅客定員が13名以上の場合

- ⇒ 遊適法における遊漁船にも、海上運送法の事業船にも該当しませんが、船舶安全法における「旅客船」に該当することになるため、安全設備の義務化が求められます。
- ⇒ 宍道湖は、湖（琵琶湖を除く）となるため、このうち、法定無線設備、非常用位置等発信装置、隔壁の水密化等については適用対象外です。
- ⇒ 宍道湖において、水温が10度未満となる期間（12/13～3/19）に営業航行する場合であって、伴走船や救助船を配備しない場合に限り、救命いかだ等については適用されません。適用日は令和7年4月1日で、経過措置は同適用日以降の最初の定期検査までです。（：令和7年4月1日以降にくる最初の定期検査で、いかだ等の積付けを行っているか、いかだ等の搭載を要しない方法を実施するかの確認がなされることとなります。）ただし、港則法の港域の範囲内で釣り客を乗せ、航行する場合は、通年、救命いかだ等の積付けは適用対象外となります。

●船舶検査証書の旅客定員が12名以下の場合

- ⇒ 今回の安全設備はすべて適用対象外となります。
- ⇒ このため、旅客定員が13名以上の船舶が、12/13～3/19の間だけ、旅客定員を12名以下に落とした場合も、今回の安全設備はすべて適用対象外となります。